

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。）による療養補償給付を支給しない旨の処分及び平成〇年〇月〇日付けで同人に対してした同法による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、事務職として業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、会社内で会社会長C（以下「会長」という。）から私物を会社内に持ち込んだことについて注意を受け、こんな会社では働けないと思い、辞めますと言って自宅に帰るべく玄関に向かったとき、会長が両腕で請求人の肩部分を押し、請求人を突き飛ばしたため、右肩に針の刺さるような痛みを感じた（以下「本件災害」という。）という。請求人は、同日、D病院を受診し、「右肩打撲傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病の発生は本件災害が原因であって、業務上の事由によるものであると主張するので、以下検討する。

(2) 請求人は、本件災害の発生状況について、「会長から私物を会社内に持ち込んだことについて注意を受け、こんな会社では働けないと思い、辞めますと言って自宅に帰るべく玄関に向かったとき、追いかけてきた会長と対面状態となり、次の瞬間に、会長が両腕で請求人の肩部分を押し、請求人を突き飛ばしたため、右肩に針の刺さるような痛みを感じた。その際、暴力はやめてくださいと大声で叫んだ。」旨主張する。

しかしながら、請求人の申述によれば、請求人が会長から暴行を受けた後、自宅に帰る準備をするため女子更衣室に入り、同所から自分の携帯電話で警察に暴行を受けた旨を通報したというのであるから、本件災害の発生時点及び場所は、決定書理由に説示するとおり、退職手続のために総務部長と一緒に食堂に入った請求人が、食堂を出て、玄関受付カウンター脇を通り、女子更衣室内に至る移動中の時点及び場所ということになる。

(3) 会社の同僚ら3名は、請求人の言動を目撃していたものであるが、決定書理由に説示するとおり、全員が、請求人の「暴力はやめてください」との叫び声を聞いておらず、また、会長が両腕で請求人の肩を押ししたこともないと述べている。

(4) 会長は、女子更衣室と玄関の間辺りで、請求人の退職に伴う対処について弁護士に相談するため、携帯電話の操作をしているときに、食堂から出てきた請

求人が会長の前を早足ですり抜けるように通り、女子更衣室に入っていった旨述べ、玄関付近においてその状況を目撃していた社長は、会長が請求人に対し暴力を振るったことは全くないと述べている。

(5) 本件災害発生直後に請求人から通報を受けた警察署は、警察官2名を会社に向かわせ、当日に状況の再現を実施し、会社関係者5名から聴取を行っているが、平成〇年〇月〇日作成の面談録取書において、警察署のE係長は、5名全員から聴取した会長による暴行はなかったとの供述に矛盾はなく、本件災害発生的事实を確認できなかった旨述べている。

(6) 請求人の本件傷病を診察したD病院の診療録によると、決定書理由に説示するとおり、「右肩部にpain (痛み)」と記載されているものの、「肩は拳上・内外旋 n. p. (異常なし)、X p : n. p. 通院の必要なし、有事再診」と記載されており、請求人の主訴以外に他覚的所見はなかったことが記録されている。

(7) 当審査会は、上記(2)～(6)の諸点を総合的に検討し、改めて一件記録を詳細に精査したが、決定書理由に説示するとおり、本件災害の発生を認めるに足りる資料はなく、本件災害発生的事实は確認できないものと判断する。

したがって、請求人に発症した本件傷病は、業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。